

<第1回定期総会 報告>

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア. 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、豊橋市総務部長、清洲町総務部長の順とする。

イ. 平成15年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次の表の団体の課長相当の職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾張	一宮市
	清洲町
海部	津島市
	弥富町
知多	半田市
	武豊町
西三河	刈谷市
	額田町
豊田加茂	豊田市
	藤岡町
新城設楽	新城市
	鳳来町
東三河	豊橋市
	御津町